

「ほっとパーキングおかやま」駐車場利用証制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、身体障害者等用駐車場を利用できる者を明確にすることによって、その適正利用を図るため、岡山県（以下「県」という。）が県内に共通する利用証（様式第1号。以下「利用証」という。）を交付し、県と協定を締結した施設の駐車場を利用できることとする「ほっとパーキングおかやま」駐車場利用証制度の運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 生活関連施設 岡山県福祉のまちづくり条例（平成12年岡山県条例第1号）第2条第3号に規定する生活関連施設
- (2) 施設管理者 生活関連施設を管理する者
- (3) ほっとパーキングおかやま駐車場 生活関連施設に設置する次の施設のうち、県と施設管理者とが別に定める協定を締結した駐車施設（以下「対象駐車施設」という。）
 - ア 車いす使用者用駐車施設
 - イ 施設の出入口に近い幅250センチメートル以上の駐車施設

(駐車場の登録)

第3条 施設管理者は、その管理する駐車場について、本制度に協力しようとするときは、県に、「ほっとパーキングおかやま」駐車場利用証制度協力施設登録申出書（様式第2号）を提出するものとする。

- 2 県は、申し出に基づき、施設管理者と協定（様式第3号）を締結するものとする。
- 3 施設管理者は、可能な限り、前条第3号アに掲げる施設を確保した上で、同号イに掲げる施設を設けるよう努めるものとする。

(施設管理者の協力)

第4条 施設管理者は、その管理する対象駐車施設に、対象駐車施設であることを示す案内標示（様式第4号）を掲示するものとする。

- 2 施設管理者は、対象駐車施設に利用証を掲示していない車両が駐車しないよう適切な管理に努めるものとする。

(利用証の交付対象者の範囲)

第5条 利用証の交付を受けることができる者は、次のいずれかに該当する者とし、その基準は別表に定めるとおりとする。

- (1) 身体障害のある方、知的障害のある方及び精神障害のある方のうち歩行困難であると認められる者
- (2) 高齢や難病により歩行困難であると認められる者
- (3) 一時的に歩行困難であると認められる次の者
 - ア けが人
 - イ 妊産婦
- (4) 前各号に掲げるもののほか、医師の診断等により歩行困難のため特別な配慮が必要であると認められる者

(利用証の交付窓口)

第6条 利用証の交付窓口は、県庁障害福祉課、県民局健康福祉部、県保健所（支所含む）、県身体

障害者更生相談所及び県知的障害者更生相談所のほか、各市町村に設置するものとする。

(利用証交付の申請)

第7条 利用証の交付を受けようとする者は、利用証交付申請書(様式第5号。以下「申請書」という。)を前条に定める交付窓口に提出することにより申請するものとする。

2 前項の申請に当たっては、別表の交付基準に該当することが分かる書類を提示するものとする。

(利用証の交付等)

第8条 県は、第6条に定める交付窓口において第5条に該当すると認められた者に対し、利用証を交付するものとする。

2 利用証の有効期間は、次に掲げるとおりとする。

(1) 第5条第1号及び2号に掲げる者に対し交付するもの 交付対象者としての基準に該当しなくなるまでの期間

(2) 第5条第3号アに掲げる者に対し交付するもの 1年の範囲内で必要な期間

(3) 第5条第3号イに掲げる者に対し交付するもの

単胎児の場合は、妊娠7ヶ月から産後2年までの期間

多胎児の場合は、妊娠5ヶ月から産後3年までの期間

(4) 第5条第4号に掲げる者に対し交付するもの 必要な期間

3 前項の有効期間満了後も引き続き利用証の交付を受けようとする者は、有効期間満了日までに前条に定める手続を行うものとする。

4 利用証の交付を受けた者(以下「利用者」という。)は、対象駐車施設に駐車するときには、利用証を車両前部の外側から容易に識別できる位置に掲示するものとする。

(利用証の再交付)

第9条 利用者は、利用証の紛失、破損等により再交付を受けようとするときは、利用証再交付申請書(様式第5号)を第6条に定める交付窓口に提出するものとする。

(利用証の返却)

第10条 県は、次の各号のいずれかに該当する場合には、利用証の返却(様式第6号)を求めるものとする。

(1) 利用者が、対象者としての基準に該当しなくなったとき又は有効期間が満了したとき。

(2) 利用者が利用証を他人に譲渡し、若しくは貸与し、又は利用させたとき。

(3) 前各号に掲げるもののほか、利用者が対象駐車施設の管理上、不適切と判断される行為を行ったとき。

(他の自治体の利用証)

第11条 岡山県以外の自治体において、同様の制度により利用証に相当するものの交付を受けている者は、県内の対象駐車施設を利用することができる。

2 施設管理者は、岡山県以外の自治体が交付した利用証に相当するものについても、岡山県の利用証と同様に扱うものとする。

(周知)

第12条 県は、市町村、施設管理者等の協力を得ながら、対象駐車施設の適正利用について、周知に努めるものとする。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年12月1日から施行する。

この要綱は、平成25年7月1日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行日以前に利用証の交付を受けた妊産婦は、改正後の有効期間に延長することができる。

3 前項の規定により延長を希望する者は、交付窓口に再交付申請を行うものとする。

4 この要綱による改正前の様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

様式第1号（第1条関係）

「ほっとパーキングおかやま」駐車場利用証

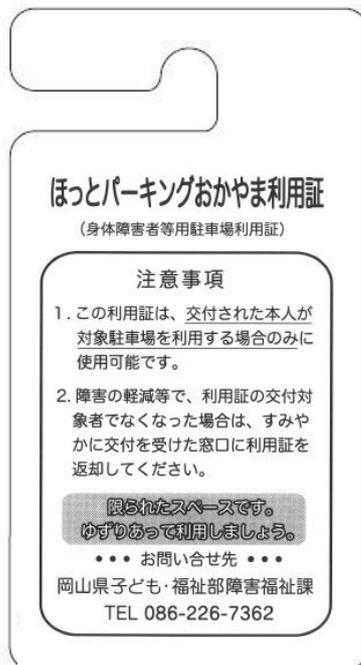
大きさ 縦27cm × 横14.5cm

【緑色】

第5条第1号又は第2号該当者に交付
（表面）



（裏面）

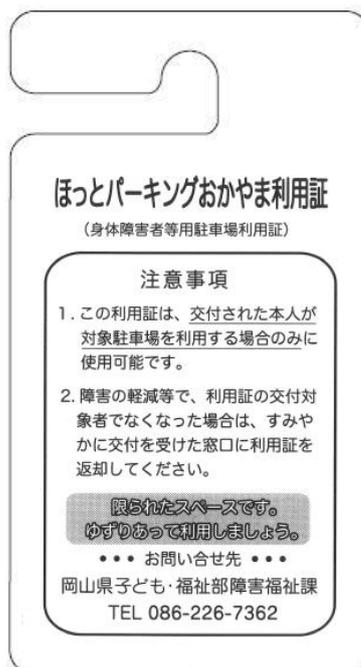


【赤色】

第5条第3号又は第4号該当者に交付
（表面）



（裏面）



「ほっとパーキングおかやま」駐車場利用証制度協力施設登録申出書

令和 年 月 日

岡山県子ども・福祉部障害福祉課長 あて

団体（会社）名	
所在地	
代表者の役職・氏名	

※所在地は、施設管理を行っている事業所等の住所を記入してください。
 ※個人の場合、団体（会社）名には、氏名を記入してください。

このことについて、次の1の駐車場において、2の事項のとおり協力することとし、協力施設としての登録を申し出ます。

1 協力駐車場

No	施設名	施設所在地	協力駐車区画数		ステッカー希望枚数 (大きさ・枚数)		カラーコーン 立体表示カバー 希望数
			車いすマーク	一般駐車	(A2・A3・ A4)	枚数	
1							
2							
3							
4							
5							

※一般駐車区画数の欄には、車いすマーク駐車場の他に、一般駐車区画を制度の専用駐車場を確保いただける場合に、その区画数をご記入ください。

※ステッカー希望枚数は、希望のサイズ（A2、A3、A4）及び枚数をご記入ください。

施設の用途	
-------	--

※ショッピングセンター、病院、ホテルなど、施設の用途を具体的に記載してください。

2 協力事項

- 1 県から配布される制度の案内表示を掲示します。
- 2 不適正利用の駐車に対する指導を行います。
- 3 身体障害者等用駐車場に物を置いたりしないよう適正に管理します。

担当部署名	
担当者名	
所在地	〒
電話番号	

協 定 書

岡山県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）
は、乙が管理する車いす使用者駐車施設の適正な利用を図るため、次のとおり協定を締結する。

（甲及び乙の役割）

- 第1条 乙は、乙が管理する車いす使用者駐車施設を甲が実施する「ほっとパーキングおかやま」駐車場利用証制度の協力駐車施設とし、甲は、乙が管理する協力駐車施設（以下、「対象駐車施設」という。）を利用できる者に対し、「ほっとパーキングおかやま」駐車場利用証（以下「利用証」という。）を交付する。
- 2 乙は、対象駐車施設が適正に利用されるよう努めるものとする。

（乙の協力）

- 第2条 乙は、対象駐車施設であることが識別できるよう、甲が指定する案内表示を掲示するものとする。
- 2 乙は、対象駐車施設に利用証を掲示していない車両が駐車しないよう適切な管理に努めるものとする。
- 3 乙は、可能な限り、車いす使用者駐車施設を確保した上で、施設の出入口に近い幅2.5m以上の駐車施設を設けるとともに、その拡大に努めるものとする。

（周知）

- 第3条 甲及び乙は、対象駐車施設の適正な利用について、周知に努めるものとする。

（疑義の解決）

- 第4条 この協定に定めのない事項及びこの協定について疑義が生じたときは、甲と乙とが協議の上、その取扱いを定めるものとする。

この協定の締結を証するために、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 住所 岡山市北区内山下2丁目4番6号
氏名 岡山県
岡山県知事

乙 住所
氏名



「ほっとパーキングおかやま」駐車場利用証（再）交付申請書

私は、歩行困難なため、「ほっとパーキングおかやま」駐車場利用証の（再）交付を申請します。

令和 年 月 日

〒 ー

申請者 住所
 (歩行困難な方) -----
 ふりがな
 氏名 -----
 電話番号 ー ー

1 交付区分 該当する方に丸をつけてください。

交付 ・ 再交付（有効期間満了は除く）

2 使用区分・障害の状況等 該当する項目の□にチェックを入れ、必要事項を記入してください。

□身体障害のある方（身体障害者手帳をお持ちの方）

- ・視覚障害 □1級、□2級、□3級、□4級
- ・平衡機能障害 □3級、□5級
- ・肢体不自由（上肢） □1級、□2級
- ・肢体不自由（下肢） □1級、□2級、□3級、□4級、□5級、□6級
- ・肢体不自由（体幹） □1級、□2級、□3級、□5級
- ・運動機能障害・上肢 □1級、□2級
- ・運動機能障害・移動 □1級、□2級、□3級、□4級、□5級、□6級
- ・内部障害【□心臓（ 級）、□じん臓（ 級）、□呼吸器（ 級）、
 □ぼうこう又は直腸（ 級）、□小腸（ 級）、□免疫（ 級）、□肝臓（ 級）】

□知的障害のある方 療育手帳A

□精神障害のある方 精神障害者保健福祉手帳1級

□高齢の方 介護保険被保険者証〔要介護〕 □1、□2、□3、□4、□5

□難病の方 病名 _____

□妊産婦 □単胎 □多胎 出産（予定）日 令和 _____（20 _____）年 _____月

□けが人 （□車いす □杖など） 使用期間（予定） _____か月

〔けがの状況 _____〕

〔受診医療機関 _____〕

□その他（ _____ ）

3 再交付申請の理由等（1で再交付に丸をつけた場合に記入。）

該当する項目の□にチェックを入れ、状況を記入してください。

□紛失 □破損 □その他

（状況： _____）

※旧利用証（赤色の利用証のみ記載）：交付番号 _____ 有効期限 20 _____年 _____月

※太字枠内をご記入ください。

※申請の際には、身体障害者手帳等の確認書類必要ですので、裏面の注意事項を必ずご確認ください。

※代理の方が窓口に来られる場合は、裏面の必要事項を記入の上、身分証明書（運転免許証等）をご持参ください。

（受付窓口記入欄）

書類確認		利用証の種類	どちらかに☑をつけてください。 □ 緑 □ 赤	(再) 交付番号 (赤色の利用証)	
交付窓口		交付年月日	年 月 日	有効期限 (赤色の利用証)	20 年 月

～ 注 意 事 項 ～

- 1 窓口で申請の際には、確認のためにそれぞれ以下の書類を提示してください。
 - 身体障害のある方・・・身体障害者手帳
 - 知的障害のある方・・・療育手帳
 - 精神障害のある方・・・精神障害者保健福祉手帳
 - 高 齢 の 方・・・介護保険被保険者証
 - 難 病 の 方・・・特定疾患医療受給者証、特定医療費(指定難病)受給者証、
小児慢性特定疾病医療受給者証
 - 妊 産 婦・・・母子健康手帳
 - け が 人・・・医師の診断書等、身分証明書(本人確認書類)
 - そ の 他・・・医師の診断書等、身分証明書(本人確認書類)

- 2 郵送申請の場合は、確認のために、それぞれ次のものの写しを添付し、利用証送付用180円切手とともに、県庁障害福祉課宛に送付ください。代理人が申請する場合には、本人確認書類(運転免許証・保険証等)の写しを添付してください。
 - 身体障害のある方・・・身体障害者手帳〔住所、氏名、障害等級、障害名の記載のあるところ〕
 - 知的障害のある方・・・療育手帳〔住所、氏名、障害の程度のあるところ〕
 - 精神障害のある方・・・精神障害者保健福祉手帳〔住所、氏名、障害等級のあるところ〕
 - 高 齢 の 方・・・介護保険被保険者証〔住所、氏名、要介護状態区分のあるところ〕
 - 難 病 の 方・・・特定疾患医療受給者証、特定医療費(指定難病)受給者証、
小児慢性特定疾患医療受給者証〔住所、氏名、病名の記載のあるところ〕
 - 妊 産 婦・・・母子健康手帳
〔住所、氏名、出生年月日(又は分娩予定日)の記載のあるところ〕
 - け が 人・・・医師の診断書等、身分証明書(本人確認書類)
 - そ の 他・・・医師の診断書等、身分証明書(本人確認書類)

※利用証は、対象となる方が駐車場を利用する場合(同乗されている場合も含む)に限り利用できます。
 ※同乗者の介助などにより、歩行や車の乗り降りに支障がないときは、利用証を交付されている方の乗り降り
 が終わり次第、自動車を一般駐車場へ移動いただくなど、配慮をお願いします。
 ※申請書は、県庁障害福祉課、県民局健康福祉部、県保健所(支所を含む)、県福祉相談センター、各市
 町村の窓口のほか、郵送(県庁障害福祉課のみ)でも受付しています。
 【代理人記入欄】※本人の承諾を得ていることが必要です。

代理人氏名	
代理人住所	<input type="checkbox"/> 申請者と同住所 <input type="checkbox"/> 申請者と異なる ※住所が違う場合は、下記括弧にご記載ください。 []
代理人電話番号	— —
本人の承諾	<input type="checkbox"/> 承諾を得ている。 ※チェックをいれてください。

※記載された個人情報は、「ほっとパーキングおかやま」駐車場利用証の交付等の事務に使用し、ご本人の承諾なしに第三者に提供することはありません。

◇郵送先、お問合せ先◇
 岡山県 子ども・福祉部 障害福祉課 福祉推進班
 〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6
 電 話 086-226-7362

令和 年 月 日

岡山県子ども・福祉部障害福祉課長 あて

(利用者本人)
住 所
氏 名

利 用 証 返 却 届

この度、「ほっとパーキングおかやま」駐車場利用証制度の対象外となったので、利用証を返却します。

1 返却理由 ※ 該当する項目にレ印を記入して下さい。

有効期間が満了したため

その他 ※ 理由を記載して下さい

()

2 利用証種類

緑

赤 (利用証番号)